

■土壤汚染関係データ

8-12 土壤汚染対策法の施行状況

(平成15年3月31日現在)

項目	所管											
	大阪府	大阪市	堺市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	茨木市	八尾市	寝屋川市	東大阪市	岸和田市
法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0
法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
上記調査の結果、基準超過し指定区域に指定された件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第3条第1項のただし書に基づき確認を行った件数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
法第4条第1項に基づき調査命令を発出した件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注)所管が大阪府となっているのは、土壤汚染対策法政令市11市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、岸和田市)を除く33市町村をすべて大阪府が所管していることを表す。